

倉吉市の就職支度金制度のご案内

倉吉市では、新たに学校を卒業・修了する身体に障がいがある人などを対象に、就職の準備のための支度金の支給を行います。該当する人は、申請の手続きをお願いします。

項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者	同和関係者
支給対象者	身体障害者手帳を所有し、県内の学校を卒業・修了した（する）人	療育手帳を所有し、県内の学校を卒業・修了した（する）人	精神障害者保健福祉手帳を所有又は統合失調症等の精神疾患の診断を受け、県内の学校を卒業・修了した（する）人	旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する対象地域に居住する又は居住した人で、県内の学校を卒業・修了した（する）人
	・県内の学校を卒業・修了した翌月末までに就職決定（内定）し、初めて就職する人 ・就職先が公共職業安定所又は卒業・修了した（する）学校の紹介であること ・常用雇用者＜*1＞（雇用期間が1年以上の契約社員を含む）であること ・保護者または世帯主の住所が倉吉市内にある人			
申請書以外に必要な書類（添付書類）	①障がいのある人は、障がい者手帳等の写し ②就職決定（内定）がわかるもの（就職決定（内定）通知書等）の写し ③卒業・修了した人は、卒業・修了を証する書類（卒業・修了証書）の写し ④口座振替支払申請書 ⑤本人名義の銀行等通帳の写し			
申請期限	令和8年2月27日（金） 申請期限後に決定（内定）した場合は、ご連絡ください。随時、受け付けます。			
就職支度金の金額	25,000円			
就職後に提出が必要な書類	雇用証明書（就職後、30日以内に提出）			

＜*1＞常用雇用者とは、期間の定めなく雇用されている者をいいます。

（注意事項）

支度金受給者が事実上就職しなかったり、虚偽の申請により不正に支度金を受給した場合、又は雇用証明書の提出がない場合は、返還していただくことになります。

（お問い合わせ先）

倉吉市人権政策課

〒682-8633 倉吉市堺町二丁目 253 番地 1 電話：0858-22-8130 F A X：0858-22-8230